

令和 7 年度第 12 回都市経営会議 令和 7 年（2025 年）10 月 29 日（水）開催

1 令和 7 年度補正予算について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

2 令和 7 年度宝塚市病院事業会計補正予算（第 1 号）について

【提 案】 市立病院経営統括部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 人事院勧告による人件費増分は改めて補正計上するのか。
⇒ 市と同じく二次送付を予定している。正確な額はまだ見込めていないものの、昨年度は 2 億円程度の増となったため、今年度も同程度と予測している。
- ・ 経営改善推進事業債発行のための企業債 6.7 億円の増について、発行の可否はいつ分かるのか。
⇒ 年末までにはと聞いている。
- ・ 平成 28 年（2016 年）に伊丹市と締結した産婦人科診療に関する連携協定はまだ継続しているのか。確か分娩は伊丹の病院で、産科医療は宝塚でという内容だったように思う。仮に、協定が継続されていないとすれば、改めての内容見直しが必要ではないか。逆に、協定が継続されているのであれば、資料のとおり、来年 4 月から周産期医療を除く産婦人科の入院診療を再開するとなった場合の協定への影響について聞きたい。
⇒ 伊丹市及び本市並びに両市立病院は、平成 26 年（2014 年）秋に大阪大学大学院医学系研究科産科学婦人科学教室と合同で協議を行い、両市立病院の産婦人科が連携し、同産科学婦人科学教室が協力することで、両市域の産婦人科医療を確保する方針を固めた。宝塚市立病院に関しては、周産期を除く産婦人科の入院診療の再開を目指し、当面の間は、協定に基づき外来診療可能な医師を定期的に派遣いただくこととした。協定には継続的に医師を送るとのみ書かれているため、その点は維持されている。ただ、来年 4 月に向けては、外来の応援が必要なくなる可能性があるため、その場合は協定の修正が必要になるかもしれない。また、周産期については検討が必要であるとは思いますが、今回の再開が直接的な協定内容見直しの原因にはならないと考えている。
- ・ 市立伊丹病院での分娩の場合、宝塚市民であっても伊丹市民と同じ料金でという取扱いは継続されているのか。
⇒ その内容も協定に記載がある。周産期にかかる不採算部分は小児科と同じく市が負担することとなっており、伊丹市が市立伊丹病院に負担する費用を、宝塚市民と伊丹市民の分娩数に基づき両市で按分して支払うこととなっている。

3 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 都市整備部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

4 宝塚市子ども審議会条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 子ども未来部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 子ども審議会は現在 19 人の委員で編成されているが、やや人数が多いように感じる。重要な審議会であることは認識しているが、より一層有意義な議論をするために、人数の見直しや再編成、担当の事務負荷軽減等も含め、全体を見直すことはできないか。
⇒ 子どもに関する施策は多岐に渡り、審議会においても幅広い分野の代表の方に委員になっていただいている。基本的には幅広い意見を聞くという意味合いで取り組んでいるため、構成を大きく変えることは今のところ考えていない。
- ・ 議事録も拝見したが、出席率が低かったり、お越しになられても発言がない委員もいらっしゃるようである。人数が多いことで議論が総花的になるといったデメリットがないかも含めて、次回更新の際には、現状の構成のままとするのが良いのか経営改革の視点からも再度検討いただきたい。
⇒ 子ども審議会では、子どもの育成に関する計画策定や、子ども・子育て支援に関する施策の推進等について幅広く審議することとしているため、十分な審議がいただけるような構成を考えていきたい。
- ・ 次の更新はいつか。
⇒ 2年後である。

5 宝塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

【提 案】 子ども未来部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

※ 以下、議題 6～8 は一括で説明・質疑を行いました。

- 6 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 子ども未来部

【結 果】 議題 6～8 いずれも承認

【質疑等】

- ・ 保育所等の職員により虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通報義務の創設について、周知はどのように行うのか。
⇒ 各施設の所管担当から周知させていただく予定である。
- ・ これは施設職員による虐待を発見した場合に保護者等が通報できるという制度ではないのか。
⇒ 施設から所管庁(市町村や県)へ通報し、通報を受けた所管庁が調査・事実確認を行った上で適切な措置を講ずるという流れになるため、まずは施設に対する周知が必要だと考えている。
- ・ 通報者は誰でも良いのか。
⇒ 保護者等という意味ではそのとおりである。ただ、施設側からの通報である必要がある。
- ・ 本来的には広く制度変更の概要を周知する必要があるのではないかと。今回の国による法改正は何等かの事件を踏まえてのことなのか。
⇒ 全国的に保育施設での虐待事案が報告されている中での対応かと思う。
- ・ 障害・高齢者施設や児童養護施設等、大人・子どもに関わらず、施設虐待が起こり得る可能性があるところには元々通報義務等の規定が存在してきた。保育所などでの施設虐待のことを言っているのであれば、このタイミングでの国の法改正というのが不思議である。施設虐待が発生した場合、施設自らが内部通報を行う場合もあれば、周囲で気が付いた人が通報を行う場合もあるかと思う。保育の世界の中で、施設虐待等に関して今まで周知が成されていなかったのであれば、改めて広く周知しておかなければ理解が進んでいかないように思う。
- ・ 施設内の虐待について、当然内部追報もあると思うが、むしろ外部からの通報の方が多いのではないかと。
- ・ 保護者や身内の方が施設虐待を発見するケースもあると思うため、周囲の人が気付ける仕組みが必要だと思う。

9 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 環境部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

10 宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 消防本部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

11 和解することについて

【提 案】 管理部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 市が支払うのは分かったが、顧問に対する市からの求償はあるか。
⇒ 法律上可能ではあるが、今回は求償権の行使はしない考えである。
- ・ 予算は12月補正に計上するのか。
⇒ 保険会社から直接相手方へ支払うこととなるため補正予算は計上しない。
- ・ 県は支払わないのか。県費職員だが監督責任は市ということなのか。
⇒ 今回はそのような取扱いとなっている。